

令和7年度事業報告書（協会けんぽ2025） 【概要版】



事業期間：2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

令和7年度の主な取組の概説

健全な財政運営（2026年度保険料率の議論等）

○運営委員会及び支部評議会における議論のほか、協会を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた上で総合的に判断し、協会発足以来、初めての保険料率の引下げを決定（平均保険料率 2025年度：10.0% →2026年度：9.9%）しました。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- 「加入者4,000万人とつながるけんぽDX」の実現に向けたスマートフォン用アプリケーション「けんぽアプリ」をリリースしました。
- 傷病手当金等の各種申請において電子申請を導入し、加入者及び事業主に対する周知・広報を実施しました。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に際して、マイナ保険証の利用率向上に向けた周知・広報を実施しました。

広報活動を通じた加入者等の理解促進

- 加入者及び事業主とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、コミュニケーションロゴとタグライン（「もしも」と「いつも」に安心を。）を制作しました。
- 協会けんぽホームページを、アクセシビリティ（誰にとっても使いやすい）及びユーザビリティ（簡単・快適に使える）を意識した設計に見直し、全面リニューアルしました。

健康づくり

- 保健事業の拡充として2026年度から開始する人間ドック健診に対する補助の実施、若年者を対象とした健診の実施、生活習慣病予防健診の項目等の見直しの準備を進めました。
- 事業主が職場の健康づくりに取り組むことを宣言し、従業員の健診の受診や特定保健指導の利用に向けた働きかけ等に取り組んでいただく「健康宣言事業」を積極的に推進するとともに、コラボヘルスの推進に向けて、地域の自治体や関係団体と連携した取組を進めました。
- ヘルスリテラシーの向上及び、SDGsの視点を踏まえ、学齢期を対象とした健康教育に取り組みました。



加入者数、事業所数、医療費等の動向は2～5頁、第6期保険者機能強化アクションプラン及び令和7年度事業計画に基づく事業運営、活動の概況は6～15頁をご参照願います。

- 事業報告書【第3章】 加入者数、事業所数、医療費等の動向
- 事業報告書【第4章】 事業運営、活動の概況
 - ・ 基盤的保険者機能の盤石化
 - ・ 戦略的保険者機能の一層の発揮
 - ・ 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備
 - ・ その他

事業報告書【第3章】 加入者数、事業所数、医療費等の動向（1/3）

加入者数（被保険者数と被扶養者数の合計）は、2025年度は対前年度0.2%の増となりました。
平均標準報酬月額及び適用事業所数は、前年度に引き続き増加しています。

●加入者数：3,980万1千人（8万8千人増加）
被保険者数：2,611万8千人（38万5千人増加）
（うち任意継続被保険者数：22万2千人（7千人増加））
●平均標準報酬月額：314,698円（5,683円増加）
●適用事業所数：283万3千事業所（7万6千事業所増加）

被扶養者数：1,368万3千人（29万7千人減少） ※括弧内は前年度対比の増減数

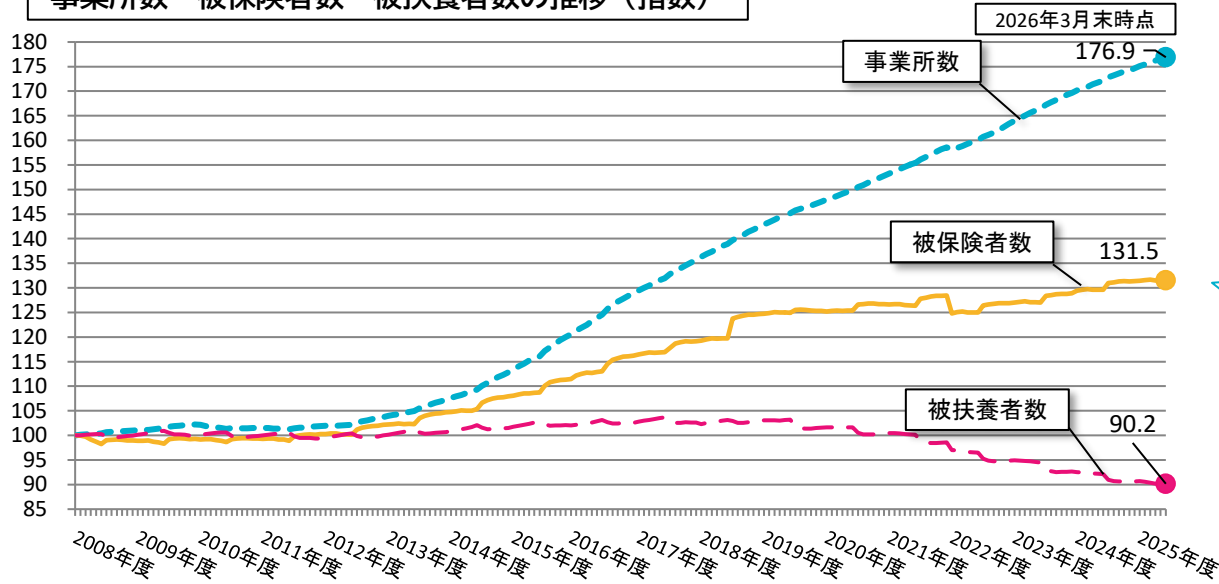
加入者数、事業所数等の動向

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
加入者数	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)	40,460 (2.6%)	40,312 (▲0.4%)	40,282 (▲0.1%)	39,457 (▲2.0%)	39,559 (0.3%)	39,713 (0.4%)	39,801 (0.2%)
被保険者数	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)	24,805 (4.4%)	24,888 (0.3%)	25,083 (0.8%)	24,812 (▲1.1%)	25,223 (1.7%)	25,733 (2.0%)	26,118 (1.5%)
うち任意継続 被保険者数	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)	253 (▲2.3%)	255 (0.8%)	254 (▲0.4%)	239 (▲5.9%)	221 (▲7.5%)	215 (▲2.7%)	222 (3.3%)
被扶養者数	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)	15,656 (0.1%)	15,424 (▲1.5%)	15,198 (▲1.5%)	14,645 (▲3.6%)	14,336 (▲2.1%)	13,980 (▲2.5%)	13,683 (▲2.1%)
平均標準報酬月額	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)	290,592 (0.7%)	290,516 (▲0.0%)	292,220 (0.6%)	298,111 (2.0%)	304,077 (2.0%)	309,015 (1.6%)	314,698 (1.8%)
適用事業所数	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)	2,325 (4.5%)	2,399 (3.2%)	2,489 (3.8%)	2,563 (3.0%)	2,666 (4.0%)	2,757 (3.4%)	2,833 (2.8%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。
※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均(前年度3月～当年度2月)の数値となります。
※3 平均標準報酬月額および適用事業所数には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていません。

事業報告書【第3章】 加入者数、事業所数、医療費等の動向（2/3）

事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移（指数）



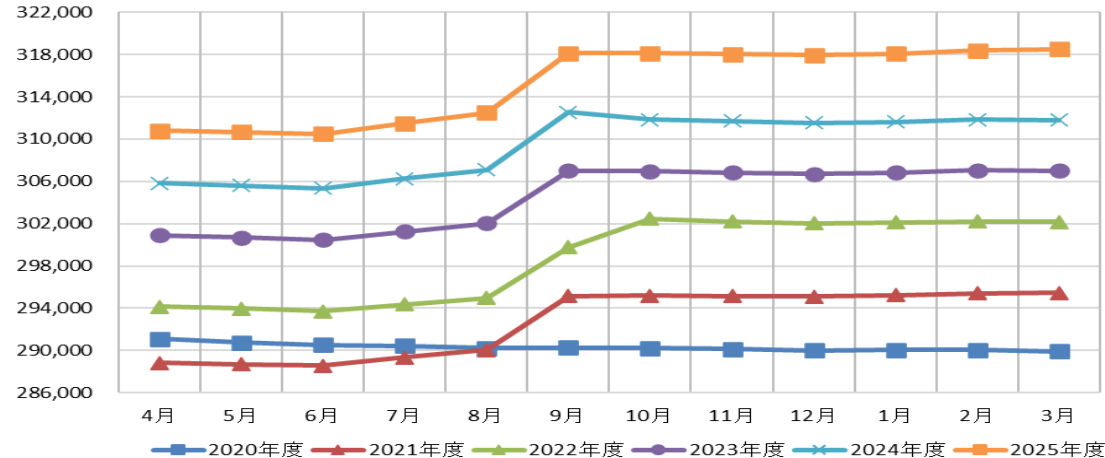
適用事業所数は、増加しています。

被保険者数の伸びは、2023年10月以降増加傾向となっています。

被扶養者数は、2020年度以降、減少しています。

※ 2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。
 ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特別被保険者を除く協会けんぽの被保険者数について集計したものです。

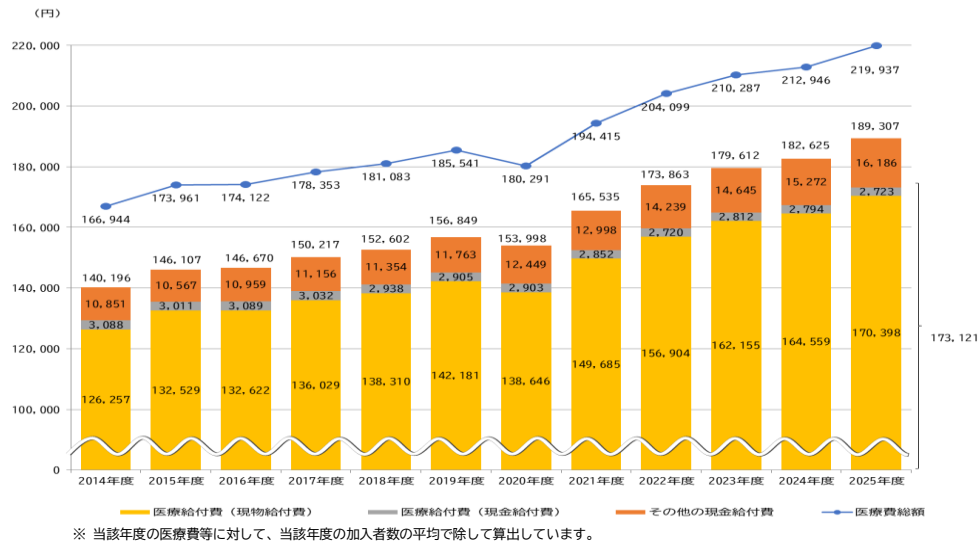
平均標準報酬月額推移



標準報酬月額は、4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に改定が行われ増加するのが例年の傾向です。2025年度は例年の傾向どおり9月に増加しました。

※ 健康保険法第3条第2項の日雇特別被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

加入者1人当たりの医療費の推移

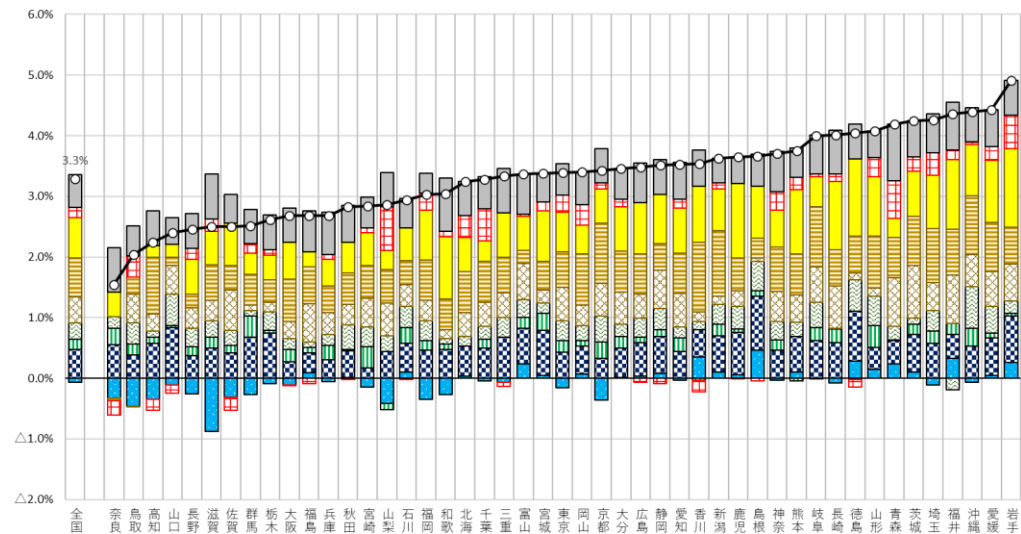


2025年度の加入者1人当たりの医療費総額は、2024年度と比較して、3.3%増加しました。

●加入者1人当たりの医療費総額：219,937円

加入者1人当たりの医療費総額について、年齢階級別に要因分解を行うと、全国的に1人当たり医療費総額は増加していました。年齢構成要因（加入者の高齢化等の年齢構成の変化の影響）は全ての都道府県でプラスに寄与していました。

1人当たり医療費の伸び率（年齢階級別要因分解）



- ※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の原審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。
- ※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤（入院外・歯科に突合できるもの）のレセプトの点数のみを集計しています。
- ※ 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

● 事業報告書【第3章】 加入者数、事業所数、医療費等の動向

● 事業報告書【第4章】 事業運営、活動の概況

- ・ 基盤的保険者機能の盤石化
- ・ 戦略的保険者機能の一層の発揮
- ・ 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備
- ・ その他

事業報告書【第4章】 基盤的保険者機能の盤石化（1/2）

2025年度 事業計画における主な重点施策

- (1) 健全な財政運営
- (2) 業務改革の実践と業務品質の向上
 - i) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底
 - ii) サービス水準の向上
- iii) 現金給付等の適正化の推進
- iv) レセプト内容点検の精度向上
- v) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化
- (3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

事業の実施状況、実績等

(1) 健全な財政運営（報告書 p.22）

- ・ 2026年度の保険料率の決定に向けて、運営委員会及び支部評議会へ、2030年度までの5年間の収支見通しと併せて、近年の被保険者数及び1人当たり医療給付費、賃金の動向並びに準備金の保有状況等をお示しました。運営委員会及び支部評議会における議論のほか、協会を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた上で総合的に判断し、2026年度の平均保険料率の0.1%引下げ（平均保険料率 2025年度：10.0%→2026年度：9.9%）を決定しました。
- ・ 平均保険料率が0.1%引き下がってもなお2025年度よりも保険料率が引き上げとなる見込みの7支部においては、保険料率を据え置いたうえで今後当該支部において複数年度にわたり調整を行う方針としました。

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上（報告書 p.64）

i) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底（報告書 p.64）

- ・ 事務処理プロセスの標準化・効率化により業務改革を推進しています。職員の意識改革と担当業務の多能化を進め、日々の業務量に対応した最適な事務処理体制の構築に取り組んでいます。
- ・ 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金及び埋葬料（費）の各申請書の受付から支払までの平均所要日数が5.50日（前年度5.63日）と、前年度と比較し、0.13日短縮しました。

ii) サービス水準の向上（報告書 p.64）

- ・ 2026年1月から開始した電子申請による申請は、開始から約3ヶ月間で67,733件受付、利用率は約6.5%となりました。引き続き、電子申請の周知活動を強化し、利用率の向上に努めていきます。
- ・ 加入者等の制度や手続き等に対する相談の利便性の向上を図るため、協会ホームページにチャットボットを導入しています。2025年度の利用件数は約57万件と、回答範囲を拡大したことで前年度から大幅に増加しました。チャットボット利用後に表示されるアンケートでは、約70%の利用者から満足との回答をいただきました。
- ・ コールセンターでは22言語に対応しており、2025年度の外国語対応件数は623件でした。また、翻訳二次元コード付き申請書等を5帳票に導入しており、2026年度は対象を更に8帳票拡大します。

iii) 現金給付等の適正化の推進（報告書 p.68）

- ・ 資格喪失後に継続して給付されている傷病手当金及び出産手当金について、資格取得が確認された事案を抽出し、労務の可否の確認等の調査を行った結果、傷病手当金と出産手当金併せて166件の不適切な給付を確認し、総金額約1,800万円の返還請求を行いました。
- ・ 被扶養者資格の適正化を目的に資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。2025年度は、マイナンバーを活用し、扶養解除となる可能性が高い被扶養者に絞って、事業所に対し資格の再確認を行いました。その結果、188,085人分（対前年度+124,687人）の被扶養者資格が解除となり、2024年度に比べ、効率的・効果的に再確認業務を実施することができました。

事業の実施状況、実績等

iv) レセプト内容点検の精度向上（報告書 p.73）

- ・ 保険医療機関や保険薬局が医療費等の請求を行うためのレセプトは、社会保険診療報酬支払基金による審査の後、協会による内容点検、資格点検及び外傷点検を行っています。医療費の適正化に資するため、協会ではシステムを最大限に活用した効果的かつ効率的なレセプト点検を実施しています。
- ・ 協会単独による査定率は0.128%（前年度は0.131%）となりました。支払基金の査定率向上に伴い伸びが鈍化していますが、他の保険者と比べても協会の査定率は引き続き高い水準を維持しています。一方、協会の再審査1件あたりの査定額は、10,017円（前年度は9,908円）となり、KPI（前年度以上）を達成しました。

v) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化（報告書 p.81）

- ・債権回収の効果的な手段として実施している、弁護士による返納催告等業務委託について、本部で統一の仕様書を作成し支部へ示すことにより、業務の効率化及び標準化を図りました。
- ・2025年度の返納金債権の発生件数・金額はいずれも増加している中で、回収件数は199,019件（前年度198,842件）と横ばいながら、回収金額は94.1億円（前年度84.3億円）と増加しました。

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進（報告書 p.83）

- ・ オンライン資格確認等システムの周知徹底

オンライン資格確認等システムへの迅速かつ正確なデータ登録のため、新規で登録された資格情報と住民基本台帳情報との突合の結果、マイナンバーの確認が必要となった加入者（約56,000人）に対し、2025年4月から2026年3月にかけて、照会文書を送付しました。また、マイナンバーが未収録となっている加入者（約14,000人）に対して、2025年12月から2026年3月にかけて、マイナンバーの提出勧奨を行った結果、約3,200人のマイナンバーを収録し、収録率は99.84%となりました。

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

マイナ保険証の利用促進に係るチラシ・リーフレットを作成し、被扶養者資格の再確認のお知らせ（2025年10月）、資格確認書（2025年7月から10月）および医療費のお知らせ（2026年1月）の送付時に同封しました。マイナ保険証の利用について周知・広報を実施した結果、2026年3月末時点での協会加入者のマイナ保険証利用率は71.61%でした。

- ・ 電子申請の導入

2026年1月より開始した電子申請の利用拡大に向けて、電子申請の概要やメリット等を掲載したチラシを作成し、日本年金機構より加入事業所に対して送付する納入告知書（2026年1月）へ同封しました。その他にもLINEやメールマガジン等の各種媒体を活用し、加入者および事業主に対する周知広報を実施しました。

[電子申請広報]

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

各種申請手続きが オンラインでもっと手軽に

電子申請が可能な申請・手続きについてはこちらの申請案内ページでご確認ください。





これからは、**電子申請**がおおすすめです。

「安心」



システムでチェックを受け、必要な形式の提出が可能です。



疑問や不明点よりよくある質問や解説として掲載されている内容でわからない点、直接ご質問いただけます。

「便利」



郵送などにかわって、いつでも、どこでも申請が可能です。



スマホやPCから申請書のダウンロードが可能です。



電子申請対象書類

オンラインで確認すべての申請が可能です。

- ☒ 傷病手当金受給申請書
- ☒ 労務費支給申請書
- ☒ 労務費一時金受給申請書
- ☒ 傷病療養費支給申請書

- ☒ 短期休（欠）労務費申請書
- ☒ 療養費支払申請書（労務費等）
- ☒ 療養費支払申請書（労務費請求）
- ☒ 労務費支払申請書（労務費請求）

ご利用方法詳細ページへ

 PCでもスマホでも 

4ステップでカンタン申請

ご利用期間
 3月～21月

STEP 1



ウェブサイト・スマホアプリ
からのインストール・確認
しだい申請書まで提出!

STEP 2



マイナンバーカードを参照して
組合員番号(マイナンバー)を登録

STEP 3



入力フォームに
ご家族の氏名・年齢・性別を
登録しだにアップロード

STEP 4



申請手続き完了です!

＊電子申請の利用は画面の二次元コードから、
 もしくは「組合員番号 電子申請」で検索してください。

組合員番号 電子申請

検索



2025年1月末日スタート予定

けんぽアプリをぜひご利用ください!

資格が認定された、すべての加入者様とご家族がスマートフォン・
 リンガーウェアの「けんぽアプリ」をインストールして、
 けんぽアプリから各種手帳を申請利用できるほか、お住まいの地域に
 応じたサービスも提供いたします。
 申請受理有難うとお礼申し上げますので、ご活用願います。けんぽア
 プリのご利用ください!




全国健康保険協会
 けんぽ 日本

事業報告書【第4章】 戦略的保険者機能の一層の発揮（1/3）

2025年度 事業計画における主な重点施策

- (1) データ分析に基づく事業実施
 - i) 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
 - ii) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用
 - iii) 好事例の横展開
- (2) 健康づくり
 - i) 保健事業の一層の推進
 - ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- iii) 特定保健指導実施率及び質の向上
- iv) 重症化予防対策の推進
- v) コラボヘルスの推進
- (3) 医療費適正化
 - i) 医療資源の適正使用
 - ii) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
 - iii) インセンティブ制度の実施及び検証
- (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

事業の実施状況、実績等

(1) データ分析に基づく事業実施（報告書 p.89）

i) 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上（報告書 p.89）

- ・ 各支部で行っている分析に関して、10件の分析成果を掲載した「令和7年度協会けんぽ調査研究報告書」を11月に作成、協会ホームページに公開し、加入者及び事業主の皆様へ情報提供を行いました。また、分析成果を広く発信するため、日本産業衛生学会や日本公衆衛生学会等の学会での医療費・健診等データを活用した分析成果や特定保健指導・コラボヘルスの取組等の発表を推進してきました。2025年度の支部職員による学会発表は7件でした。
- ・ 階層別研修のカリキュラムに、統計分析に係る基本的知識の習得、レセプトデータ及び健診データ等の分析手法の学習を目的とした内容を取り入れ、職員の統計分析能力の底上げを図っています。

ii) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用（報告書 p.91）

- ・ 2022年度に採択した4件の研究については、調査研究フォーラム（2026年5月開催）において最終報告を行うとともに、協会事業への活用方法について議論しました。
- ・ 2023年度及び2024年度に採択した計4件の研究については、2026年度も

継続することとし、調査研究フォーラム（2026年5月開催）において、中間報告の発表を行いました。

iii) 好事例の横展開（報告書 p.100）

【保険者努力重点支援プロジェクト】

- ・ 2025年度においては、2024年度に開始した事業を継続的に実施しつつ、中間的な評価を行いました。その結果、「加入者の属性に応じた通知」や「業態や地域を絞ったイベント・広報」のアプローチは、より訴求力が高まる可能性が示唆されました。

【地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進】

- ・ 2025年度は、従前から保健事業等に関する地域保険と連携したモデル事業に取り組む2県2市町に加え、うち1県内の2町と関係者間の協議を開始し、同一県内での取組を拡大しました。また、新たに5都道県6市町村において関係者間の協議を開始し、地域の実情に応じて取組を進めました。
- ・ 本事業の一環として、佐賀支部と佐賀県鳥栖市が協働し、鳥栖市の小学生を対象とした健康教室や、佐賀支部主催の集団健診会場における鳥栖市保健師による健康相談を実施しました。

事業の実施状況、実績等

（2）健康づくり（報告書 p.111）

i) 保健事業の一層の推進（報告書 p.111）

- ・ 2025年度は第3期データヘルス計画の2年目であり、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、2025年度上期の実績に基づき2026年度に向けて一部計画の見直しを行い、より実効性の高い取組を行いました。
- ・ 加入者のヘルスリテラシーを向上させ保健事業を推進するという観点から、支部保健師による健康教室や健康をテーマにしたポスターコンクールなどの学齢期を対象とした健康教育を実施しました。

（2025年度実施結果）

	2024年度	2025年度
生活習慣病予防健診の受診者数	9,951,444人	10,380,227人
事業者健診データの取得人数	1,220,007人	1,360,462人
被扶養者の特定健診の受診者数	1,086,163人	1,054,208人
被保険者の特定保健指導の実績	433,603人	480,473人
被扶養者の特定保健指導の実績	15,229人	16,855人
健康宣言事業所数	105,343事業所	115,407事業所

ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（報告書 p.117）

- ・ 生活習慣病予防健診の受診や事業者健診データの提供の促進について、健診6団体及び業界団体に対し、団体会員等への周知促進を図るため、広報等の協力依頼を行いました。
- ・ 2026年度から開始する人間ドック健診の実施に向けて、各支部で実施機関の公募を行い、全国1,167機関で実施することとなりました（2026年3月5日時点）。
- ・ 被扶養者の特定健診について、女性特有の健康課題や歯周疾患対策等に着眼した「骨粗鬆症検診」「歯科検診」「眼底検査」を集団健診（協会主催）のオプション健診として実施しました。

iii) 特定保健指導実施率及び質の向上（報告書 p.128）

- ・ 特定保健指導実施率の向上を図るため、利用案内の徹底や各種ツールを活用した利用勧奨を行いました。併せて、特定保健指導の外部委託の更なる推進、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談の実施、健診実施機関における好事例の展開等の取組を行いました。
- ・ 契約保健師及び管理栄養士を対象とした保健師等ブロック研修において、「高血圧治療・診療ガイドライン2025」を基に、講義・ロールプレイを行い、高血圧に関する最新の知識の習得を行いました。

iv) 重症化予防対策の推進（報告書 p.137）

- ・ 健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨（一次勧奨、二次勧奨）を行っています。2025年度より、従来の血圧、血糖、脂質に加えて、胸部エックス線検査の結果に基づく受診勧奨を開始しました。

v) コラボヘルスの推進（報告書 p.143）

- ・ 事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言し、従業員の健診の受診や特定保健指導の利用に向けた働きかけ等に取り組んでいただく「健康宣言事業」を積極的に推進しています。また、健康宣言事業所には、事業所特有の健康課題等を「見える化」した事業所カルテを提供しました。
- ・ 業界団体（全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会）に対して、2026年度から始まる人間ドック健診及び若年者を対象とした健診の周知、並びに健康宣言事業への積極的な参画等に関する協力依頼を行いました。
- ・ 産業保健における取組と連携しつつ、メンタルヘルス対策を積極的に推進することとしています。2025年6月には、産業保健総合支援センターを所管する労働者健康安全機構と労働者の健康づくりの推進に向けた今後の連携・協力を一層加速させることについて、トップ間で確認を行いました。

事業の実施状況、実績等

(3) 医療費適正化（報告書 p.154）

i) 医療資源の適正使用（報告書 p.154）

- ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んだ結果、2024年9月診療分から継続して全支部において80%以上（数量ベース）を達成し、対前年度比についても全支部において前年度以上の使用割合となり、2026年3月診療分では全国平均90.4%となりました。
- 第4回日本フォーミュラ学会学術総会（2025年11月開催）のシンポジウムに演者として参画しました。医療関係者が地域フォーミュラの導入・運用に取り組む際に、協会としてできる貢献を行っていくことや、今後進めていくフォーミュラ検討にあたって参考となる協会のレセプトデータの分析イメージについて説明しました。
- バイオシミラーの使用促進に向けて、外部有識者を講師に据えて、病院に勤務する薬剤師をはじめとした関係者向けのオンラインセミナーを開催しました。また、都道府県や都道府県病院薬剤師会、医療機関などを訪問し、協会の取組について説明しました。

ii) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信（報告書 p.165）

- 保険者協議会のほか、医療費適正化に関する都道府県の会議や都道府県国民健康保険運営協議会等に参加し、意見発信を行っています。

iii) インセンティブ制度の実施及び検証（報告書 p.187）

- インセンティブ制度の実効性を高めるためには、加入者及び事業主に制度の仕組みや意義を理解していただくことが重要であり、2025年度においても納入告知書同封チラシや健康保険委員向けに広報を実施しました。

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進（報告書 p.192）

- 都道府県や市区町村等の関係団体と連携した広報、Web広告、新聞、テレビ及びラジオ等の多様なメディアを活用した広報により、発信力の強化を図りました。

- 協会のホームページについては、アクセシビリティ（誰にとっても使いやすい）及びユーザビリティ（簡単・快適に使える）を意識した設計に見直し、2026年3月18日に全面リニューアルを実施しました。
- 加入者・事業主とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を制作し、2026年1月13日より広報において使用を開始しました。
- 2025年度の最重点広報テーマである「2026年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」及び特別広報テーマである「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」については、本部において作成した広報資材を活用し、全支部で地域の実情に合わせた広報を実施しました。

〔リニューアル後のホームページ〕



〔コミュニケーションロゴ・タグライン〕



〔健診体系の見直しに係るチラシ〕



事業報告書【第4章】 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備（1/3）

2025年度 事業計画における主な重点施策

(1) 人事・組織

- i) 人事制度の適正な運用
- ii) 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置
- iii) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
- iv) 働き方改革の推進
- v) 風通しのよい組織づくり
- vi) 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

(2) 内部統制等

- i) 内部統制の強化
- ii) 個人情報の保護の徹底

- iii) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
 - iv) 災害等の対応
 - v) 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備
 - vi) 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- ### (3) システム整備
- i) 協会システムの安定運用
 - ii) 制度改正等に係る適切なシステム対応
 - iii) 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上
 - iv) 中長期を見据えたシステム対応の実現

事業の実施状況、実績等

(1) 人事・組織（報告書 p.212）

i) 人事制度の適正な運用（報告書 p.212）

- ・ 人事制度においても、職員全員参加型運営を推進しました。具体的には、更なる保険者機能の強化・発揮に向けて職員が意欲を持って業務に取り組むとともに、より職員の適性に応じた働き方ができるよう、多様な人材の管理職登用及び専門職登用を進めました。

ii) 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置（報告書 p.212）

- ・ 人員配置については、加入者数の変動や新業務システムの導入の効果、今後の協会組織の在り方の検討等も踏まえ、協会全体の生産性及び業績向上を目的として抜本的な見直しを行い、2025年10月に本部や支部間における全国規模の人事異動及び支（本）部内の配置換えを実施しました。

iii) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成（報告書 p.212）

- ・ 協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成（OJT）を中心とし、それを補完する集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。

iv) 働き方改革の推進（報告書 p.213）

- ・ 「健康経営の推進」「女性活躍の推進」「福利厚生の拡充」を軸に働き方改革を進めています。
- ・ 2025年度は、若手職員が抱く育児と仕事の両立に対する不安等を軽減するため、育児経験を持つ女性管理職との座談会や、他支部の管理職との意見交換を通じてマネジメントの実例を学ぶ研修等を実施し、多様なライフステージにある職員が安心して責任ある役割を担える環境整備に取り組みました。

v) 風通しのよい組織づくり（報告書 p.215）

- ・ 研修や本部・支部間の各種会議の場を通じた職員間の意見交換・情報共有を積極的に行うことで、本部・支部間及び各支部間の連携のより一層の強化と全員参加型の組織運営に取り組んでいます。
- ・ 協会の2030年代前半を見据えた取組方針等について、本部・支部の全職員による全員参加型の議論を実施し、検討を進めました。

vi) 支部業績評価を通じた支部の取組の向上（報告書 p.217）

- ・ 2024年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価方法について見直しを行いました。

事業の実施状況、実績等

（2）内部統制等（報告書 p.217）

i）内部統制の強化（報告書 p.217）

- ・ 内部統制機能を強化する観点から、3ラインモデル（※）によるリスク管理体制の確立に向けて、2025年10月に総務部に所属していた内部統制室を独立させ、実効性のある第2ラインとしての体制を構築しました。
- ・ 本部では、各種リスクについて、原因や対策を一体的に審議するため、個別に設置していた個人情報保護管理委員会とコンプライアンス委員会をリスク管理委員会へ統合しました。また、各支部にもリスク管理委員会を新たに設置し、支部において自律的なリスク管理を行う体制を構築しました。

※ 組織のリスク管理体制を第1ライン（業務執行部門）、第2ライン（リスク統括部門）、第3ライン（内部監査部門）の3つの役割に分けてモデル化したものです。

ii）個人情報の保護の徹底（報告書 p.219）

- ・ 個人情報の保護に関する基礎知識及び協会で実際に発生した漏えい事案等を題材としたeラーニング研修を実施するとともに、本部及び支部においてリスク管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

iii）法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底（報告書 p.219）

- ・ 職場環境（職場風土）アンケートを定期的実施しています。実施後は、各支部において、アンケート結果を踏まえたコンプライアンス推進活動計画を策定し、実態に即した推進活動に取り組んでいます。
- ・ コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス通信・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行うとともに、eラーニングにより全職員を対象としたコンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修を実施しました。

iv）災害等の対応（報告書 p.220）

- ・ 災害発生時の職員の安否確認システムについて、安否情報以外の各種情報を共有する機能を含む新たな安否確認システムを導入し、各機能を使用した訓練を本部及び支部において実施しました。
- ・ 災害発生時や緊急時における協会の各拠点及び幹部職員との通信手段の一つとして配備している衛星電話について、各拠点間の連絡体制の確認を目的とした訓練を2024年度から継続して定期的実施しました。

v）外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

（報告書 p.221）

- ・ 情報セキュリティについては、日々の監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。
- ・ 協会の情報セキュリティ水準の維持及び重大なリスクの発生を抑止することを目的とした「令和7年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。
- ・ 外部監査人による情報セキュリティ監査を受け、セキュリティ対策を適切に実践できていることを確認しました。

vi）費用対効果を踏まえたコスト削減等（報告書 p.222）

- ・ 「一般競争入札に占める一者応札案件の割合を15%以下とする」というKPIを設定し、一者応札案件の削減に取り組んだところ、2025年度の一者応札割合については14.1%となり、目標を達成しました。

事業の実施状況、実績等

（3）システム整備（報告書 p.224）

i) 協会システムの安定運用（報告書 p.224）

- ・システムの安定稼働のために日々の運行監視やシステムメンテナンス業務と並行して、各種サーバーやOSなどのバージョンアップ等の対応を行い、システムの品質を保持しました。その結果、加入者及び事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定運用を実現しました。

ii) 制度改正等に係る適切なシステム対応（報告書 p.224）

- ・2026年1月に電子申請システムをサービスインしました。電子申請システムは、ユーザビリティを意識した画面構成や操作性の最適化に取り組むとともに、マルチデバイスに対応することで加入者の利便性向上を図りました。
- ・2026年1月に、マイナポータルで設定した公金受取口座へ保険給付の支払いを実施できるようにし、併せてマイナンバーによる申請に対応しました。

iii) 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上（報告書 p.224）

- ・現金給付システムの審査の効率性を高めるため、チェック処理の追加や抽出条件の見直しを実施しました。また、レセプト点検システムの点検効率向上、その他業務効率化や処理誤りの防止のための機能を追加しました。
- ・人間ドック健診の新設（2026年度）等、「更なる保健事業の一層の推進」に向けたシステム対応を行いました。また、健診機関が利用する情報提供サービスの利用拡充等のデジタル化の推進を図りました。

iv) 中長期を見据えたシステム対応の実現（報告書 p.225）

・電子申請システム

電子申請システムは、マイナポータルとの資格情報取得連携など新しいデジタル技術を取り入れ、申請情報と申請に必要な添付書類をデジタルで完結する申請手続きのオンライン化を実現しました。

・けんぽアプリ

加入者4,000万人と直接つながるけんぽDXを実現に向け、協会けんぽ初のスマートフォン用アプリケーション「けんぽアプリ」を開発し、第一段階として「バージョン0」をリリースしました。

【けんぽアプリの画像イメージ】



・システム基盤中期更改

各種システム機器等のリース期間満了に伴う機器の更改や最新のソフトウェアへのバージョンアップ等、システムを安定稼働させることを目的としたシステム基盤中期更改対応を、2026年1月に実施しました。

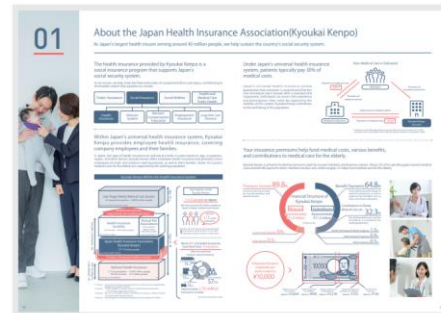
東日本大震災及び能登半島地震への対応

- ・ 2011年3月に発生した東日本大震災への対応については、国の方針や財政措置等を踏まえ、引き続き、避難指示区域等における加入者の費用負担の軽減等のための必要な措置（医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除、健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付）を実施しました。
- ・ 2024年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた加入者のうち、一定以上の被害を受けられた方々に対して、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を実施し、2025年9月30日で対応を終了しました。

国際化対応

- ・ ホームページへの多言語機械翻訳変換機能（131言語）の導入のほか、コールセンターの多言語対応（22言語）や翻訳二次元コード付き申請書等の導入といった、加入者の国際化に対応する取組を実施しました。
- ・ 組織概要や事業内容等を掲載した協会けんぽ案内パンフレットの英語版を作成しました。今後、外国の保険者等の関係団体との連携を図る際のツールとして活用していきます。

【協会けんぽ案内パンフレット】



事業報告書【第4章】 協会の運営に関する重要業績評価指標（KPI）（1/2）

協会全体の重要業績評価指標（KPI）の達成状況

達成	16	概ね達成	0	未達成	7
----	----	------	---	-----	---

基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI		結果	達成状況
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 ii) サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	100% (注)	達成
	2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する	7日	5.50日	達成
	3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	4.2%	4.0%	達成
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 iv) レセプト内容点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額	0.131%	0.128%	未達成
	2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	9,908円	10,017円	達成
(2) 業務改革の実践と業務品質の向上 v) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	66.20%	63.70%	未達成

(注) サービススタンダードの達成状況については、小数点第3位を四捨五入して評価する。

戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI		結果	達成状況
(2) 健康づくり ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする	12,257,614人	12,794,897人	達成
	2) 生活習慣病予防健診実施率を63.5%以上とする	63.5%	59.7%	未達成
	3) 事業者健診データ取得率を9.0%以上とする	9.0%	7.8%	未達成
	4) 被扶養者の特定健診実施率を31.6%以上とする	31.6%	29.4%	未達成
(2) 健康づくり iii) 特定保健指導実施率及び質の向上	1) 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする	448,832人	497,328人	達成
	2) 被保険者の特定保健指導実施率を24.3%以上とする	24.3%	21.7%	未達成
	3) 被扶養者の特定保健指導実施率を19.4%以上とする	19.4%	19.9%	達成
(2) 健康づくり iv) 重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする (※) 2025(令和7)年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	33.8%	34.2%	達成
(2) 健康づくり v) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を106,000事業所(※)以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	106,000事業所	115,407事業所	達成

事業報告書【第4章】 協会の運営に関する重要業績評価指標（KPI）（2/2）

戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI		結果	達成状況
(3) 医療費の適正化 i) 医療資源の適正使用	1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 （※2）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	47支部	47支部	達成
	2) バイオシミラーに80%（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数の21%（※4）以上とする （※3）数量ベース （※4）成分数ベース	21%	33%	達成
	3) 全支部で、2024（令和6）年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	47支部	47支部	達成
	4) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする	66.3%	67.2%	達成
(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) ホームページアクセス数を1億3,700万以上とする	137,000,000件	125,959,082件	未達成
	2) 全支部で SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う	47支部	47支部	達成
	3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	54% 328,886事業所	55.4% 346,949事業所	達成

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI		結果	達成状況
(2) 内部統制等 vi) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	15%	14.1%	達成

(参考) 第6期保険者機能強化アクションプランの概要

第6期保険者機能強化アクションプランの位置づけ

- 第6期保険者機能強化アクションプラン（2024年度～2026年度）については、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指して、第5期に引き続き本部機能や本部・支部間の連携の強化を図りつつ、
- ①基盤的保険者機能の盤石化：業務品質の向上、業務改革の実践及びDXの推進による一層の業務効率化
 - ②戦略的保険者機能の一層の発揮：データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化
 - ③保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備：新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置、内部統制・リスク管理の強化及びシステムの安定運用、統一的・戦略的な本部・支部広報の実施
- を通じて、協会の財政状況を念頭に置きつつ、協会に期待されている保険者としての役割の最大限の発揮に向けて、将来にわたる礎を築くことを目指す。

第6期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能の盤石化

- 協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。
- 基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、DXの推進による加入者の利便性向上を図る。

戦略的保険者機能の一層の発揮

- 加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。
- このため、①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正を確保する。
- システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。
- 「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。